

大分労働局発表
平成28年7月25日

【照会先】
大分労働局職業安定部
職業対策課長 鶴岡 道弘
職業対策課長補佐 吉川 令子
電話 : 097-535-2090

平成28年熊本地震の発生に伴う 雇用調整助成金の特例について

厚生労働省は、平成28年熊本地震の発生に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業所における雇用の安定を図るため、「雇用調整助成金」の支給要件について既に3回にわたって特例措置（※）を講じていますが、今般、下記のとおり更なる特例措置を講じる方針を固め、労働政策審議会職業安定分科会に諮問し答申を得ましたので、お知らせします。

（※）既に講じた特例措置の概要

- ① 事業所の生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮すること
- ② 九州7県内に所在する事業所において休業を実施した場合の助成率の引上げ
（中小企業：2/3から4/5へ、大企業：1/2から2/3へ）
- ③ 平成28年熊本地震発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とすること

記

1 特例措置の概要

現行の制度のままでは、雇用調整助成金の支給限度日数が終了を迎えてしまうため、平成28年熊本地震の発生に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、支給限度日数を以下のとおり延長することとしました。

< 現 行 >	1年間で100日
< 特 例 >	1年間で300日（200日分を追加）

※ 九州7県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）に所在する事業所に限ります。

2 今後の予定

本特例措置は、関連省令の改正を経た後に公布・施行する予定です。